

# 教育行政用コンピュータウイルス対策システム賃貸借契約書（案）

1 賃貸借物件 教育行政用コンピュータウイルス対策システム一式  
（以下「機器一式」という。）

2 賃貸借期間 令和8年2月1日から令和12年1月31日

3 契約金額 ￥ —（うち消費税額 ￥ —）

内訳

|        |   |   |          |
|--------|---|---|----------|
| 令和7年度  | ￥ | — | （月額 ￥ —） |
| 令和8年度  | ￥ | — | （月額 ￥ —） |
| 令和9年度  | ￥ | — | （月額 ￥ —） |
| 令和10年度 | ￥ | — | （月額 ￥ —） |
| 令和11年度 | ￥ | — | （月額 ￥ —） |

4 契約保証金

上記の賃貸借契約について、大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、  
次の条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が所有する機器一式を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第2条 契約対象となる機器の明細及び納入場所は、別に定める「仕様書」のとおりとする。

（賃貸借料の支払い）

第3条 賃貸借料の月額、円（うち消費税 円）とする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となる場合は、一月を30日とした日割計算（円未満切捨）によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃貸借料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

（管理義務）

第4条 甲は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

（通知義務）

第5条 甲は、賃貸借物件について盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(機密保持)

第6条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
  - (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの
- 2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報保護)

第7条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(権利の移転)

第8条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(保守)

- 第9条 乙は、賃貸借物件の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。
- 2 乙は、システムの故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器の故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

(保守方法)

第10条 前条に定める措置の方法は、別に定める「仕様書」のとおりとする。

(指定業務の委託)

- 第11条 乙は、賃貸借物件の保守、回収・データ消去に関する業務を入札前に甲に提出し承認を受けた業務提携者に委託することができる。この場合、本賃貸借契約書第6条及び第7条の規定は委託業者にも適用されるので、委託業者に対し当該規定の周知徹底を図ること。
- 2 乙は、前項に規定する委託業者を変更してはならない。ただし、合理的な理由があり、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りではない。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、乙自身または本賃貸借契約書第11条に規定する業者が本賃貸借契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮

し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第13条 甲は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

二 前号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項第1号の場合の他、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

3 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（回収）

第14条 賃貸借期間の満了又は契約解除の場合は、乙の負担（費用負担を含む。）により賃貸借物件を回収するものとする。

（協議）

第15条 本契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（特約事項）

第16条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

令和7年        月        日

甲    大分県大分市大手町3-1-1  
大分県  
大分県知事    佐藤 樹一郎

乙